

第124回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和5年6月21日(水)

開催場所：大阪府咲洲庁舎 44階大会議室

案 件	審議結果等
<p>(仮称)ザグザグ東大阪店(東大阪市) 【新設】</p>	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。</p>
<p>(仮称)クスリのアオキ箱殿店(東大阪市) 【新設】</p>	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>来退店車両の誘導については、看板の設置や交通誘導員の配置により適切に行うとともに、歩行者の交通安全に十分に配慮し、案内経路の周知に努めること。</p>
<p>カナートモール住道店(大東市) 【変更】</p>	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p>